

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例一部改正の概要について

【改正趣旨】 三田市議会の議決すべき事件の名称が改められていること等について、所要の改正措置を講ずるものである。

【関係法令】 なし

【改正内容】 三田市議会の議決すべき事件の名称が改められたこと等による所要の規定の整備（第2条関係）

【現 行】

別表（第2条関係）

(1)～(3) 省略

(4) 次世代育成支援地域行動計画

(5) 障害者福祉基本計画

(6)～(7) 省略

(8) 教育振興基本計画

【改正案】

別表（第2条関係）

(1)～(3) 省略

(4) 三田市子ども・子育て支援事業計画

(5) 三田市障害者福祉基本計画

(6)～(7) 省略

(8) 三田市教育振興基本計画

(9) その他議長が認めるもの

【施行期日】 公布の日から施行